

令和4年5月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 松田委員、13番 守永委員
をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、第33号第1項について説明いたします。議案は、2
ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

5月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約400m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,193㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,206㎡です。●●●さんは●●●の代表取締役社長でいらっしゃいます。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、申請地がここなのですが、ここが●●●でございまして、そこから北のほうに行きまして、ここに●●●がございまして、●●●のそば、斜め向かいのこのあたりにあるのが申請地でございます。

拡大した図でございまして、申請地がこちらの1筆でございます。●●●の資材置場がすぐとなりでございます、先ほどの●●●がこのあたりになります。申請地は譲受人の●●●さんが、令和2年に取得をされた農地に隣接する農地でございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢のため農地の管理が難しく、申請地に隣接する農地をお持ちの田村さんに譲りたいと

考えられ、譲受人の●●●さんは、ご自分の農地に隣接しているため●●●さんのお話を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は1年です。年間農作業従事日数は、ご本人が50日となっております。

営農計画ですが、申請地ではシートパイプシステムを配置し、農地の排水機能を強化したうえで、柑橘を栽培されるご予定です。柑橘の種類はまだ検討中とのことですが、来年の2月、令和5年2月頃に54本植樹するご予定とのことです。

申請地は現在、このようになっております。地目は田ですが、現在は畑として使われている状態です。

先ほど申しあげましたシートパイプシステムとは、このようにして、田畑の下に給水管を設置して、農地の水はけをよくするシステムのことです。このようなシートを、ブルドーザーを使ってシートを引っ張って、農地の中に引き込んでいくのですが、セロテープのように巻いてあるシートを、引っ張っていくとシートが筒状になっていくようで、排水機能が強化できるということです。●●●さんが工事技術をお持ちのシステムです。

農機具の保有状況ですが、●●●さんが代表を務める●●●、●●●の農業従事者である、●●●の●●●にお住まいの●●●さんから、農機具を借りられるご予定とのことです。

ここまで説明してきましたが、現地確認を行った際に、●●●さんが、令和2年に取得された農地が、取得してからまだ一度も耕作されていないことが分かり問題になりました。取得される前はこのようなかなり荒れている状態でしたので、整備に時間がかかり、まだ耕作ができていないとのことでした。農地法第3条の許可要件の1つに、全部効率利用要件があり、既に所有されている農地と、新しく取得される農地の、全てを効率的に耕作すると認められない場合は許可することができません。そのため、●●●さんには、前回取得された農地を含めた今後の耕作計画を、書面でご提出いただきました。

以前取得された農地は、自ら耕作して葉物野菜等を栽培しながら、シートパイプ工法の試験圃場として活用するという営農計画でしたが、現在はこのような整備がされていて、この中にはシートパイプが設置されています。こちら側では、まだ耕作していないこともあり、今はこのブルドーザーで実際に●●●のお客さんにシートパイプ工法のデモンストレーションをされているそうです。

この奥にもう1筆ございます。こちらにはもともと前の所有者が柑橘の木を植えていたのですが、夏みかんセンターの方を呼んで見

てもらったところ、もう使えない状態だったそうで、このように古い木は抜いて、新しくスイートスプリングの木を5本植えてある状態だそうです。

そして、今後の耕作計画ですが、このように柑橘を植えるところと、水田や畑作をするところとに分け、柑橘を植えるところについては、今あるスイートスプリング5本に加えて、令和5年の2月にこちらに27本、こちらについても21本植樹される予定です。残りの部分では、当初の計画通り葉物野菜を栽培されるとのことです。この営農計画どおりにやっていただければ、全部効率利用要件を満たします。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、5月6日、事務局3名、●●●委員、●●●推進委員、私、そして、前のこともありましたので、●●●会長も参考として来ていただきました。内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございまして、全体的に見て一応全部判断をしたわけですが、今回の申請地については、先ほど、写真で説明があったとおりでございまして、田んぼを畑として利用しておられまして、畑としては水田でしたから水位が高いといえますか、水はけが悪い農地でございます。側溝のまわりの水路、用水路と農地の排水の段差があまりないということで、畑としては葉物野菜を作るのはできるでしょうが、柑橘をやるとなると、かさ上げをしないと無理ということで、計画では1m程度、盛り土をしてシートパイプを入れて、水はけをよくしたうえで、柑橘を植えるという計画です。以前取得されたところも伐根も済んでおりますし、計画どおり、今から進めていかれるということですので、この件につきましても農地として利用、管理していただけると判断いたしましたので、受理をしたということでございます。私どもも1年以上、2か月、3か月に1回ずつ、現地を覗いて、見ながら状況を把握しておりましたが、一応前進しているということで、理解をいたしました。皆さま方のご審議、どうぞよろしく願いいたします。

議長 詳しい説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

5月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.7km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,419㎡外9筆、合計で15,104㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●の●●●の近くの農地でございます。ここが●●●で、●●●に向かって行きますと、このあたりが●●●になるのですが、その手前ですね。ここに●●●がございまして、その周囲の農地となっております。

ここが●●●ですね。そのまわりに全部で10筆ございますが、こちらは空き家バンクの関連の農地になっておりまして、ここに空き家がありまして、空き家と一緒に購入されるということでございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいで農地の管理が難しいため、農地の処分を検討され、ご自身が所有されている空き家とともに萩市空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは、●●●さんの空き家を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が60日となっております。

営農計画ですが、申請地の一部は、現在、●●●が借り受けて耕作をしており、譲受人が取得後も●●●で耕作をしていただく予定です。譲受人の●●●さんが●●●の構成員になられるため、問題なく引き続き貸し付けることができます。●●●に貸していない筆が数筆ございますので、そちらは●●●さんが耕作され、ブルーベリーや玉ねぎ、ナスなどを栽培されるご予定です。今現在、青色で塗ってあるところが●●●が借りているところです。このあたりにもう1筆あるのですが、そちらに関しては後ほど説明させていただきます。そして、この筆に関しては一部だけ●●●が耕作しているので、こちらの空き家の前のところと、こちらとこちらの田んぼに関しては、●●●さんが耕作されるご予定です。

現地の写真ですが、まずこちらの2筆ですね。下側の●●●で耕作しているところが、今このような状態でございます。こちらはきれいにされておりますが、もう1つ、上側の●●●が作っていないところは、田んぼなのですが、少し荒れている状況です。こちらもしっかりと耕作して管理をしていただくことになっております。次にこちら3筆、●●●さんが耕作されておりますが、このようなかたちになっています。一番手前は別の方の筆なのですが、ちょっと見づらくはありますが、3段上にありまして、こちらは田んぼとしての耕作はされておらず、畑として利用されるということで聞いております。●●●さんが耕作をしていらっしゃるところでございます。続きまして、空き家の前のところになりますが、こちらが空き家バンクで買われる空き家になりますが、前側のこのあたりが先ほどの申請地になっております。ここに関しても●●●さんに耕作していただきます。次にここですが、先ほど申しましたように一部だけ●●●さんが耕作している状態で、こちらが、●●●さんが作っていらっしゃる部分です。その向こう、このあたりの農地ですが、少し荒れた状態になっておりますが、こちらに関しても●●●さんに耕作をして管理をしていただきます。それと奥側の2筆が●●●さんが耕作されている部分です。それと先ほどの●●●がここにありまして、こちらにも1筆だけ農地がございます。こちらについても●●●さんが引き続き耕作されます。

最後に農機具の保有状況ですが、草刈り機1台を購入されるご予定です。また、譲渡人の●●●さんから耕運機を譲り受けられるとのことでした。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきまして5月2日、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局と私で本人立会いの下、現地確認を行いました。●●●を定年退職して空き家バンクで空き家と農地を購入ということなのですが、大量に農地があるので厳しいと思いますが、大半を●●●が作ってくれるので、やれるのではないかと考えておりますし、地元としても、若い人が空き家バンクを利用して農地を維持していかれるということは、良いことと考えております。これからの時代、こういうふうには、都会暮らしの人が田舎にこられて、農業をあきらめた方の代わりに、農業をされるということはあるのではないかと考えております。問題は多少あると思いますが、目をつぶって、ご理解いただいて、地元で支えて何とか一人で頑張ってやっていただけたらと考えておりますので、皆さま方のご審議をいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは第34号1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●会長さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ840mの市道沿いに位置し、第1種低層住居専用地域内にあり、住宅地内に夏柑畑が点在している地域にある小農地で、第3種農地になります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積403㎡外6筆で、合計面積1,105㎡であり、申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は1,292.676㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の無職の●●●さん、●●●の自営業の●●●さん、●●●の自営業の●●●さんの3名です。なお、●●●の農地は●●●さんと、●●●さんの共有名義となっており、持ち分はそれぞれ1/2です。

場所ですが、こちらの国道●●●号線から北に200m程に入った市道沿いの農地となります。

周辺の写真の説明でございます。こちらが、西側市道から見た申請地の様子です。瓦が崩れかかった瓦葺の2階建ての住居が建っている部分は、一体利用地の宅地部分となります。この住居は解体撤去される予定です。

続きまして、北側から南側を写した写真です。柑橘等が植えられております。こちらが南側から北側を写した写真です。倉庫等が建っております。西側から東側を写した写真です。全体を一度に写した写真がないので見にくいかもしれません。こちらが東側から西側を写した写真ですが、竹や雑木が生えている状況です。こちらは北側の隣接農地になります。こちらは管理されて夏みかん等が植えられております。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、周囲は宅地化が進行し、交通の便もよく、住宅の需要が見込まれる申請地を買い受け、用途地域内で5区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものでございます。

所有者の●●●さんは高齢のため耕作が困難になり管理もできないことから売買に応じられることとなりました。●●●さんお二人も、居住地が遠方であり維持管理が出来ないため売買に応じることとなりました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は●●●さんの宅地と市道に接しており、北側、東側、南側はすべて畑に囲まれておりますが、それぞれの農地の所有者、管理者から隣接農地承諾書が提出されており、各農地への進入路も確保されているため問題ありません。

この●●●の細長い畑は先ほどの写真の通り、竹がたくさん生えておりまして雑種地となっております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、既存建物を取り壊し、西側の市道から幅員6mの進入路212.405㎡を設けて、210.988㎡～225.342㎡の区画で、北側に2区画、進入路を挟んで南側に3区画、計5区画造成する計画です。実測の全体面積は1,292.676㎡となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、溜枡を設置し敷地内側溝を通じて、西側の既存道路側溝へ放流し、汚水は、西側市道の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、地盤改良や盛土等は伴わず、整地のみを行うものであり、隣接農地との境界には、高さ40cmの建築ブロック2段積みを設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきまして、5月6日、事務局の方3名と、●●●委員、●●●推進員と私との計5名で、●●●の方の立ち合いのもと、現地確認をいたしました。内容については、先ほど事務局から説明があったとおりですが、申請地は柑橘等も多少植えてありましたけども、竹が生えて荒廃地となっております、そこに入って行くのもなかなか難しい状況で荒れておりました。農地としての利用は困難との判断をいたしました。そこで●●●さんたちは、高齢化や市外に住んでおられるということで、●●●の宅地分譲の話を受け入れられたということでございます。近隣の畑の所有者からは、隣接農地承諾書が提出されていますので、仕方がないのかなと思います。ご

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 続いて、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

4月28日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

こちらの案件は、無断転用の追認の許可申請案件となります。

申請地は、●●●から北西1.2kmに位置し、過去に公共投資の対象となっておらず周囲は県道、雑種地、墓地に囲まれた孤立した農地であり、第1種、第3種いずれの要件にも該当しない第2種農地となります。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は274㎡外1筆で、合計面積287㎡です。

転用者は、●●●の建設業(大工工事業)の●●●さんで、所有者は、●●●が●●●の●●●の無職の●●●さんで、●●●は●●●の●●●の●●●さんです。

場所ですが、●●●の●●●地区から県道●●●線を●●●方面に進んだ県道に隣接した農地で、周囲は山林と果樹畑に囲まれた場所となります。こちらのちょっと行った北側のところに●●●さんの事務所がございまして、隣には平成27年に5条許可を受けた既存の資材置場がございまして。

周辺の写真ですが、こちらが、申請地となっております。北側から撮った写真で、こちらが県道になります。資材置場として使われ

ておられます。こちらが下の南側から撮った写真となります。奥に見えるのが既存の資材置場となっております。こちらは横から撮った写真でございます。

転用目的ですが、●●●さんは、平成25年から大工工事業を営み、現在、事務所は、平成26年12月に資材置場として農地転用許可を受けた土地に移転し、また、申請地の北側の土地は、平成27年2月に農地転用許可を受けた資材置場がございます。本日の申請地につきましては、従来から使用している資材置場が手狭となったため、既存の資材置場に隣接しており、転用前は果樹畑だったこちらの申請地を、令和3年1月から無断転用により一時、資材置場として使用しておられました。農地ということで、早く手続きをしなければと思いながらも、土地の相続登記等の事情もあり、農地転用の手続きが、今になってしまったという経緯でございます。この度、農地法第5条の申請を行い、資材置場として所有権移転を行うご計画です。

所有者の●●●さんは、高齢により農地の管理もままならず、申入れがあったのでこれに応じられ、●●●さんについても、使い勝手の悪い13㎡の三角地の土地柄のため譲渡に応じられました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は赤線、現在は法面のような場所になっておりますが、こちらを挟んで平成27年2月27日付で農地法第5条許可を受け資材置場となっている●●●さん所有の雑種地、東側は赤線を挟んで国有地(原野)及び墓地、南側と西側は県道に接しており、隣接農地はございません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの土地利用計画図のとおり、A～Fまでの区画に、サポートパイプ2,700本及び鋼管600本、計3,300本、面積118㎡分の資材置場として利用される計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で西側の既存道路側溝に放流させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、資材置場として利用される農地は、既に整地の上、資材置場として利用されており、今後、造成や整地を行われる計画もないため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、4月28日に、●●●会長、事務局より2名、●●●推進委員、私の5名で現地の確認を行いました。現地はすでに荒廃しており、夏みかんなどの柑橘の木が何本か植えてあったとのことでしたが、すでに資材置場として使用されており、始末書も提出されておりました。事務局の説明のとおりでございますが、始末書というのはどういうふうに書いてあるものかといいますと、ちょっと書いてきたのですが、「知らなかったこととはいえ、農地法に違反する事案だったと知り、誠に申し訳ないことであったと深く反省しています。」という内容の文章です。周囲には農地らしきものはなく、県道のすぐそばではありますが、三角形の角地ということで、●●●さんは使い勝手が悪いということ、●●●さんは高齢ということで、今回の●●●さんの申出に応じられました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(●●●委員挙手)

議 長 ●●●委員。

第 1 4 番 ちょっとくだらない質問で申し訳ないのですが、本人を知っているので、お聞きしたいのですが、先ほどより、高齢だから作業が出来ないと言われますが、何歳以上を実際、高齢となるのか、そのあたりの基準を聞かせてもらったらと思います。

事務局 何歳でという基準は決めておりませんが、よく言われる後期高齢者が75歳ということであれば、75歳になると高齢者、けれども、実際には80歳の方でも元気に耕作されておられる方もいらっしゃいますので、基準というのは設けないようにしたいと思っております。申請書に高齢のため耕作ができないと書いて提出された場合は、事務局の説明の方でも、そのように説明させていただいております。以上でございます。

第14番 ●●●さんをよく知っておりますからあれですけど、とてもじゃなく私らより、はるかに若くありますので、そう言われると私達も、もう十分な高齢の上に行くのかなあと、ちょっとお聞きしました。

議 長 　　ちょっと難しいところですけど、実は私がこの度、今耕作している田んぼのへりの方でやっておられた方が、82歳か83歳でした。元気にやっておられたのですが、体調を崩されてどうしても出来ないということで、今回引き受けたのですが、歳に関係なく働けなくなる、あるいは体力的に自信がなくなると大まかに高齢者というふうにみなさないと、しょうがないかなと思います。今事務局から説明があったとおり、その場その場でいろいろ判断するというのでいかないと、しょうがないかなと思います。

議 長 　　ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 　　議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について、市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、申出書

の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は6月1日付となります。

それではお手元にお配りしています、利用権設定状況（令和4年6月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は、表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

5月1日に設定されるものは、新規が、件数6件、筆数8筆、田が12, 402㎡です。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第36号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。1項から2項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、第36号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は7ページです。

第1項は、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2, 138㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は別の方が耕作される予定です。

続きまして第2項、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1, 702㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の

●●●さんです。解約後は●●●さんが耕作されるとのこと
以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第36号の報告は終わ
ります。

(報告事案-2)

議 長 議案第37号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第37号の第1項について説明いたします。議案は9
ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●会長さん、
●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北790mに位置する、●●●、登記地目
は畑、面積は128㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

申請地は、国道●●●号線を●●●方面に向かって、●●●を渡
って、東側に曲がって150m程入った、川土手沿いの宅地に囲ま
れた農地となります。

申立てによると、申請地は、昭和48年当時から、洗濯干場や子
どもの遊び場として利用されており、農地として利用していないと
いうことをございまして、本調査によると、申請地には、コンクリ
ートブロック造りの車庫及び物置(2棟)が建っており、農地とし
ての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上
報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案37号の報告は終わり

ます。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前10時20分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年5月17日

萩市農業委員会会長

片岡兼雄

委員

松田由美子

委員

宇水正敏